

○隊員の住民基本台帳法上の住所の認定について（通達）

昭和 43 年 7 月 31 日

海幕総第 4161 号

海上幕僚長から各部隊の長・各機関の長あて

隊員の住民基本台帳法上の住所の認定について（通達）

標記について、住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）の施行（42.11.10）に伴い、自治省においては、関係機関との調整を行ない、別冊「住民基本台帳法に関する質疑応答集」により市町村側に対し指導が行なわれているので、隊員の住所の認定上の手続は、同別冊の第 1 総則関係問 1 に係る回答事項により指導されたい。また、航空学生、操縦士の各課程学生等で、入校（隊）先を転々と移動する者については、入校（隊）期間の長短にかかわらず、それぞれの移動時に住所変更の手続をとるように指導されたい。

なお、隊員の住民登録法上の住所の認定に関する通達（海幕総々第 468 号。32.9.10）は、廃止する。

添付書類：別冊「住民基本台帳法に関する質疑応答集」

写送付先：部内全般

別 冊

住民基本台帳法に関する質疑応答集

第 1 総則関係

問 1 自衛隊の隊員の住所の認定はどうすべきか。

答 自衛隊の隊員の住所の認定についても、一般の住民と何等異なるところはないが、一般的には、次の取扱いをしてさしつかえない。

- (1) 自衛隊法第 55 条および同法施行規則第 5 節の規定に基づき、防衛庁長官が指定する集団居住場所（以下「営舎」という。）に居住することを義務とされている隊員もしくは特に営舎内に居住することを命ぜられている隊員（以下「営内居住者」という。）または船舶内に居住することを義務とされている隊員（以下「船舶乗組員」という。）の住所は、原則として、それぞれ該当営舎または船舶の定けい港所在地にあるものとする。ただし、営内居住者または船舶乗組員のうち、その家族の住所が営舎または船舶の定けい港所在地に近接する地にあり、家族を扶養する等家族と密接な生活関係がある場合は、家族の居住地にあるものとする。
- (2) 営内居住者および船舶乗組員以外の隊員の住所は、原則として、その者の居住地にあるものとする。
- (3) 自衛隊の学校に入校中の隊員の住所は、入校前勤務機関におけるその者の居住の状態に応じ、(1)または(2)に掲げるところに準ずる居住地にあるものとする。ただし、1 年以上の入校を命ぜられている隊員の住所は、校外に居住する等特段の事情のない限り、当該学校の所在地にあるものとする。

問 2 以降 略